

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）</p> <p>第五十三条の三の三 保険会社は銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下この条、第三編第一章及び第二百三十四条において同じ。）である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、あらかじめ銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報の取扱い）</p> <p>第五十三条の六 保険会社は、その特定関係者に該当する金融機関がその業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情</p>	<p>（新設）</p> <p>（特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開情報の取扱い）</p> <p>第五十三条の六 保険会社は、その特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開情報（当該金融機関の取締役、執行役若しくは監査役又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引、資金の借入れ等に係る情報その他の特別の情報をいう。）が当該保険会社が引き受ける保険に係る保険募集に利用され</p>

報（第五十三條の九に規定する情報及び第五十三條の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならぬ。

2（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三條 法第二百二十三條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ 資産に関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約（第六十四條、第八十九條及び第二百一十一條の二第一項において「火災保険契約」という。）

ロ・又（略）

ル 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約（第二百一十一條の二第一項において「自動車保険契約」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすもの（第六十六

ないことを確保するための措置を講じなければならぬ（当該非公開情報が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。）。

2（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三條 法第二百二十三條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ 資産に関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約（第六十四條及び第八十九條において「火災保険契約」という。）

ロ・又（略）

ル 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすもの（第六十四條及び第八十九條において「総付保台数十台以上の自動車保

十四条及び第八十九条において「総付保台数十台以上の自動車保険契約」という。）

(1) (3) (略)

フゝテ (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払準備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百

険契約」という。）

(1) (3) (略)

フゝテ (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払準備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百

十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第五百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特殊

十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百十条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第五百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同

関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と

じ。）と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七

、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七條第三項第四号」と、第七十九條第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七條」と、第八十二條第一項中「定時總會又は定時社員總會（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九條」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四條第一項の契約者配当準備金又は第二十八條第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六條第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九條の二」とあるのは「第一百五十七條の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百一十一條 法第二百七十五條第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約に限り、その締結

条第三項第四号」と、第七十九條第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七條」と、第八十二條第一項中「定時總會又は定時社員總會（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九條」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四條第一項の契約者配当準備金又は第二十八條第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六條第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九條の二」とあるのは「第一百五十七條の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百一十一條 法第二百七十五條第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等（法第二百七十五條第一項第一号に規定する銀行等

の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件（のいずれにも該当する場合とする。）

一 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅（居住の用に供する建物（その一部を事業の用に供するものを含む。）をいう。次条第一項において同じ。）の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済に充てられるもの又は充てられることが確実なもの（当該保険金の額が当該債務の残高と同一であるものに限る。）

二 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（次号及び第四号ロに規定する保険契約に該当するものを除く。）

イ 保険契約に基づき払い込まれる保険料（第五十三条第一項第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（次条第一項第四号イにおいて「転換価額」という。）を含む。以下こ

をいう。以下この章及び第二百三十四条において同じ。）が、次に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

イ 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅（居住の用に供する建物（当該建物の床面積のうち、専ら事業の用に供する部分が二分の一を超えないものを含む。）をいう。次条第一項において同じ。）の建設、購入又は改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済に充てられるもの（当該保険契約に係る保険金の額が当該債務の残高と同一であるものに限る。第二百十一条の三第一項第一号及び第二百三十四条第一項第八号において「住宅関連信用生命保険契約」という。）

ロ 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、被保険者の生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（ハに規定する保険契約に該当するものを除く。第二十一条の三第一項第一号及び第二百三十四条第一項第九号において「個人年金保険契約」という。）

（二）保険契約に基づき払い込まれる保険料（第五十三条第一項第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（次条第一項第一号ニ（一）において「転換価額」という。）

の号において同じ。)の総額又は被保険者のために積み立てた金額により保険金の額及び当該保険契約の解約による返戻金の額が定められるもの

ロ 当該保険契約に基づき被保険者の生存に関して支払う保険金以外の金銭の支払(契約者配当(法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。)又は社員に対する剰余金の分配及び解約による返戻金の支払を除く。)が、当該保険契約で定める被保険者の死亡(余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態を含む。第四号、第五号及び第四項第一号において同じ。)に關し支払う保険金に限られ、当該保険金の額が、当該保険金を支払う時点までに払い込まれた保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額に比して妥当なもの

三 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号、同条第二項第二号及び同条第四項第二号に定めるもの

四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約(前三号に掲げるものを除く。)のうち、次に掲げる保険契約

イ 被保険者の死亡に關し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約(その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が減額されるものを除く。)であって、その保

を含む。以下この号において同じ。)の総額又は被保険者のために積み立てた金額により年金の金額及び当該保険契約の解約による返戻金の額が定められるもの

② 当該保険契約に基づき年金以外の金銭の支払(契約者配当(法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。)又は社員に対する剰余金の分配及び解約による返戻金の支払を除く。)が、当該保険契約で定める被保険者が死亡し又は重度の障害に該当することとなった場合に支払う保険金に限られ、当該保険金の額が、当該保険金を支払う時点までに払い込まれた保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額に比して妥当なもの

ハ 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号、同条第二項第二号及び同条第四項第二号に定めるもの(第二百一十一条の三第一項第一号において「財形保険契約」という。)

險期間が被保険者の死亡の時までとされているもの（保険料を一時に払い込むことを内容とするものに限る。）

ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えないものに限る。）であつて、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は保険料を一時に払い込むことを内容とするもの

五 法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち次に掲げる事由に関するものに係る保険契約（以下この章において「傷害保険契約」という。）のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約

イ 傷害を受けたことを原因とする人の状態

ロ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ハ イに定めるものに関し、治療（治療に類する行為として第五条に掲げるものを含む。）を受けたこと。

六 法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約であつて、前各号に掲げるもの以外のもの

2 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる

二 銀行等が、次に掲げる措置（次条第一項第二号及び第二百

措置を講じていること。

イ その業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務（顧客が次項に規定する銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。）に利用されないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体又は財産その他の事項に関する公表されていない情報で保険募集のために必要なもの（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利

十一条の三第一項第二号において「非公開情報保護措置」という。）を講じていること。

イ その行う業務（保険募集に係るものを除く。）に際し知り得た顧客に関する非公開情報（当該銀行等の取締役、執行役若しくは監査役又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引、資金の借入れ等に係る情報その他の特別の情報を用いることにつき事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意がある場合を除き、当該非公開情報を保険募集に利用されないことを確保するための措置

ロ その行う保険募集に際し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に係る業務以外の業務に利用されることにつき事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意がある場合を除き、当該非公開情報を保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

用されないことを確保するための措置

二 銀行等が、保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結にあたり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

三 銀行等が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく内閣総理大臣の処分、当該銀行等の内部規則その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所を含むものに限る。）として行われている場合にあっては当該単位）ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置していること。

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合、令第三十八条第七号に規定する農業協同組合並びに同

条第八号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この章において同じ。）である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合である場合にあっては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章において同じ。）である者を除く。以下この条、第二百十一条の三並びに第二百三十四条第一項第九号及び第十四号において「銀行等生命保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第四号から第六号までに掲げるものに限る、既に締結されている保険契約の更新に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人（国、地方公共団体及び銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十一項各号に掲げる法人その他の金融庁長官が定める法人を除く。以下この号、次項、次条第一項第六号ロ及び第三項第一号並びに第二百三十四条第一項第十号において同じ。）又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）を行っている場合における当該法人及びその代表者

ロ 当該銀行等が事業を行う個人に対し当該事業に必要な資

金の貸付けを行っている場合における当該個人

ハ 当該銀行等が小規模事業者（常時使用する従業員の数が五十人（当該銀行等が次項に規定する特例地域金融機関である場合にあつては、二十人）以下の事業者をいう。以下この号において同じ。）である個人又は法人若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員（代表者を除く。）

二 銀行等が、顧客が銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務その他保険会社から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置（当該銀行等が次項に規定する特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4 特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が

事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該法人若しくは個人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、次に掲げる保険についてそれぞれ保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（保険特約に係るものを含み、第七十四条第一号の保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額。次項、次条第四項及び第五項並びに第二十一条の三第四項及び第五項において同じ。）の合計が千万円までを限り、当該保険契約の締結の代理又は媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を收受する保険（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を收受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 疾病にかかったことを原因とする人の状態（重度の障害

に該当する状態を除く。)

ハ 第四条各号に掲げる事由

ニ イからハまでに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として第五条で定めるものを含む。）を受けたこと。

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに規定する者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、前項各号に掲げる保険についてそれぞれ保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、当該保険契約の締結の代理又は媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険

2 前項第一号の保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものでなければならない。

募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一 保険期間が一年を超える火災保険契約のうち、その保険の目的である住宅の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）のための資金の全部若しくは一部として銀行等からの借入金が充当されているものは充当されることが確実なもの又は当該保険契約に附帯して締結される地震保険契約（地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約をいう。）

二 法第三条第四項第二号ロに掲げる事由に関する保険又は同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅の建設、購入又は改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済の支援に充てら

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

イ 保険契約期間が一年を超える火災保険契約のうち、その保険の目的である住宅の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）のための資金の全部若しくは一部として銀行等からの借入金が充当されているもの又は当該保険契約に附帯して締結される地震保険契約（地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約をいう。）（次条第一項第一号において「住宅関連長期火災保険等契約」という。）

ロ 法第三条第四項第二号ロ又は同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅の建設、購入又は改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済の支援に充てられることを目的と

れることを目的として保険契約者又は被保険者の所得を補償するもの

三 法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間に発生した事由に關し保険金が支払われるもの又は同項第三号に掲げる保険に係る契約

四 傷害保険契約（前条第一項第五号ハに掲げる事由に關する保険に係るもの及び保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、その保険料の払込みが行われる期間の終了した後の一定期間において定期的に返戻金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（次号に規定する保険契約に該当するものを除く。）

イ 保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額（転換価額を含む。以下この号において同じ。）又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために逓増的に積み立てられた金額により返戻金の合計額及び当該保険契約の解約による返戻金が定められるもの

して保険契約者又は被保険者の所得を補償するもの（次条第一項第一号において「住宅関連債務返済支援保険契約」という。）

ハ 法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間に発生した事由に關し保険金が支払われるもの又は同項第三号に掲げる保険に係る契約（次条第一項第一号において「海外旅行傷害保険契約」という。）

二 法第三条第四項第二号ロ（傷害を受けたことを原因とする人の状態に限る。）又はハに掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、当該保険契約に係る保険料の払込みが行われる期間の終了した後の一定期間において定期的に返戻金が支払われることを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（ホに規定する保険契約に該当するものを除く。次条第一項第一号において「年金払積立傷害保険契約」という。）

（二）保険契約に基づき払い込まれる保険料（転換価額を含む。以下この号において同じ。）の総額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために逓増的に積み立てた金額により返戻金の合計額及び当該保険契約の解約による返戻金が定められるもの

ロ 保険契約に係る保険金の額が、当該保険金を支払う時点までに払い込まれた保険料の総額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために逡増的に積み立てられた金額に比して妥当なもの

五 傷害保険契約（前条第一項第五号ハに掲げる事由に関する保険に係るものを除く。）のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号の二、同条第二項第三号及び同条第四項第三号に定めるもの

六 第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするものを除く。）に係る保険契約（第一号から第三号までに掲げるもの及び自動車保険契約（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約を含む。）を除く。）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約

ロ 法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、当該団体等の構成員を保険契約者とし、当該団体等若しくは

(2) 第三条第四項第二号ロ（傷害を受けたことを原因とする人の状態に限る。）又はハに掲げる事由に関して支払われる保険金の額が、当該保険金を支払う時点までに払い込まれた保険料の総額又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために逡増的に積み立てた金額に比して妥当なもの

ホ 第三条第四項第二号ロ又はハに掲げる保険に係る保険契約のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号の二、同条第二項第三号及び同条第四項第三号に定めるもの（次条第一項第一号において「財形傷害保険契約」という。）

その代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの

七 前条第一項第五号に定める保険契約

八 法第三条第五項に掲げる保険に係る保険契約であつて、前各号に掲げるもの以外のもの

2 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務（顧客が次項に規定する銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。）に利用されないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

二 銀行等が、前条第二項第二号に掲げる指針を定め、公表し

二 銀行等が、非公開情報保護措置を講じていること。

、その実施のために必要な措置を講じていること。

三 銀行等が、前条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が

第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、次に掲げる者（銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条、次条並びに第二百三十四条第一項第九号及び第十四号において「銀行等損害保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号から第八号までに掲げるもの限り、既に締結されている保険契約の更改）保険金その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除く。）に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該法人及びその代表者

ロ 当該銀行等が事業を行う個人に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人

ハ 当該銀行等が小規模事業者（常時使用する従業員の数が五十人（当該銀行等が次項に規定する特例地域金融機関である場合にあつては、二十人）以下の事業者をいう。以下この号において同じ。）である個人又は法人若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員（代表者を除く。）

二 銀行等が、顧客が銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務その他保険会社から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置（当該銀行等が次項に規定する特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4 特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に

必要な資金の貸付けを行っている場合における当該法人若しくは個人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、前条第四項第二号に掲げる保険について保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、当該保険契約の締結の代理又は媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに規定する者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、前条第四項第二号に掲げる保険について保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、当該保険契約の締結の代理又は媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならぬ。

6 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項第一号の保険契約に付される保険特約について準用する。

ない。

一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等損害保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一條の三 法第二百七十五條第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号及び第二号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一 第二百十一條第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約

二 前条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

三 第二百十一條第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約

四 前条第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約

五 第二百十一條第一項第六号に掲げる保険契約

六 前条第一項第八号に掲げる保険契約

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一條の三 法第二百七十五條第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の媒介を行うこと。

イ 住宅関連信用生命保険契約

ロ 個人年金保険契約

ハ 財形保険契約

ニ 住宅関連長期火災保険等契約

ホ 住宅関連債務返済支援保険契約

ヘ 海外旅行傷害保険契約

ト 年金払積立傷害保険契約

チ 財形傷害保険契約

2 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務（顧客が銀行等生命保険募集制限先又は銀行等に係る業務（顧客が銀行等生命保険募集制限先又は銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。））に利用されないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

二 銀行等が、保険募集の公正を確保するため、顧客に対する保険契約の内容に関する情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

三 銀行等が、第二百十一条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一

二 銀行等が、非公開情報保護措置を講じていること。

項第三号から第六号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 銀行等生命保険募集制限先を保険契約者又は被保険者とする第一項第三号及び第五号に掲げる保険契約（既に締結されている保険契約の更新に係るものを除く。）

ロ 銀行等損害保険募集制限先を保険契約者又は被保険者とする第一項第四号及び第六号に掲げる保険契約（既に締結されている保険契約の更改（保険金額その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除く。）に係るものを除く。）

二 銀行等が、顧客が銀行等生命保険募集制限先又は銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに關して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第三号から第六号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置（当該銀行等が次項に

規定する特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4| 特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行つている場合における当該法人若しくは個人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第二百十一条第一項第四号若しくは第六号又は前条第一項第八号に掲げる保険契約（傷害保険に該当するものを除く。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合には、第二百十一条第四項各号に掲げる保険についてそれぞれ保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、当該保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5| 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第二百十一条第三項第一号イからハまでに規定する者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百十一条第一項第四号若しくは第六号又は前条第一項第八号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合には、第二百十一条第四項各号に掲げる保険についてそれぞれ保険契約者一人当たりの保険金その他の給付

金の額の合計が千万円までを限り、当該保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならぬ。

6| 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号及び第二号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

一| 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合|

二| 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険募集制限先又は銀行等損害保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）|

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 （略）

六 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

2| 第二百十一条第二項の規定は、前項第一号の保険契約に付される保険特約について準用する。

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 （同上）

六 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が自ら行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

七 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為

八 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等生命保険募集制限先又は銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十一条第一項第四号から第六号まで又は第二百十一条の二第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

九 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等の役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客（第二百十一条第五項又は第二百十一条の二第五項に規定する協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者（以下この号において「協同組織金融機関の会員又は組合員」という。）を除く。）又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人並びに当該顧客が第二百十一条第三項第一号ハ又は第二百

七 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為

（新設）

（新設）

十一 一条の二第三項第一号ハに規定する小規模事業者が常時使用する従業員及び当該小規模事業者である法人の役員（代表者を除く。）をいい、協同組織金融機関の会員又は組合員を除く。第十五号において同じ。）に対し、当該申込みに係る資金の貸付け又はその拒絶を行う前に、第二百十一条第一項第四号から第六号まで又は第二百十一条の二第二項第六号から第八号までに掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約並びに既に締結されている保険契約の更新及び更改（保険金その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除く。）に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十 生命保険募集人又は保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十一条第一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十一 生命保険募集人又は保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料

八 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、住宅関連信用生命保険契約の保険募集を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

九 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、個人年金保険契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払

の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が試算の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十二 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等の特定関係者（令第三十八条に定める金融機関（同条第五号に掲げるものを除く。）のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条、令第三十八条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五、令第三十八条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結又は媒介を行うことを条件として当該銀行

に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が試算の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十 銀行等の特定関係者（令第三十八条に定める金融機関（同条第五号に掲げるものを除く。）のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条、令第三十八条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の五、令第三十八条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者をいう。）である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、自己との間で保険契約の締結又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して

等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十三 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等生命保険募集制限先又は銀行等損害保険募集制限先に該当することを知らずながら、保険契約（第二百十一条第一項第一号から第三号まで及び第二百十一条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあっては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十四 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、保険契約（第二百十一条第一項第一号から第三号まで及び第二百十一条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

（新設）

（新設）

2 5 6	十 六	十 五
(略)	(略)	(略)

2 5 6	十 二	十 一
(同上)	(同上)	(同上)

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の</p>	<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p>

額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

3
3
7
(略)
四
3
3
六
(略)

3
3
7
(略)
四
3
3
六
(略)

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p>

又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三十六（略）

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三十六（略）

3
5
7
(略)

3
5
7
(略)

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一 一 二十六（略）</p> <p>2 法第五十四条の十五第一項第一号ロ又は第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二十条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一 一 二十六（略）</p> <p>2 法第五十四条の十五第一項第一号ロ又は第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二十条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当</p>

該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性

保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当な

が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三六 (略)

三〇八 (略)

ものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三六 (略)

三〇八 (略)

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該</p>

付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額

保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険

が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三六 (略)

三〇八 (略)

募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三六 (略)

三〇八 (略)

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第六条の三 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第六条の三 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 二十六（略）</p> <p>2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百</p>

十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するも

十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が

のではないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三十九 (略)

三〇九 (略)

当該保険契約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇三十九 (略)

三〇九 (略)

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令案新旧対象条文
 ○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（従属業務等） 第三十五条（略）</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約</p>	<p>（従属業務等） 第三十五条（略）</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p>

に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十九条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二十九条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十九条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二十九条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

3
5
7
(略)

五
三
十
一

(略)

3
5
7
(略)

五
三
十
一

(略)

○ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第十七条の二第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 保険業法第二十条第二十二項に規定する保険募集（次項第三号の四において「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。ハ及び次項第三号の四において同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ、ハ及び次項第三号の四において同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百一十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約</p>	<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第十七条の二第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略） （新設）</p>

に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハ及び次項第三号の四において同じ。)としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。次項第三号の四において同じ。)として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるも

のに限る。)の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

五〇十五 (略)

3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一〇三の三 (略)

三の四 保険募集のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条第二項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相

五〇十五 (略)

3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一〇三の三 (略)

三の四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。)としてその所属保険会社(同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。)のために行う保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおいて同じ。)としてその所属保険会社のために行う保険業法施行

当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十八 (略)

規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二十一条に規定する保険仲介人をいう。)として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十八 (略)

改 正 案	現 行
<p>（従属業務等） 第三十九条（略）</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十七条に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるもの）</p>	<p>（従属業務等） 第三十九条（略）</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十七条に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p>

限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおいて同じ。)としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。))に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。))に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

五〇三十 (略)

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおいて同じ。)としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号イからホまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。)として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約(当該保険契約に保険特約が付される場合には、当該特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

五〇三十 (略)

3
~
8
(略)

3
~
8
(略)

附 則

1 この府令は、平成十七年 月 日から施行する。ただし、保険業法施行規則の改正規定中改正後の同規則（以下「新規則」という。）第二百十一条第一項第六号及び第四項各号、第二百十一条の二第一項第八号、第四項及び第五項並びに第二百十一条の三第一項第五号及び第六号の規定は、平成十九年 月 日から施行する。

2 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から前項ただし書に規定する期日までの間は、新規則第二百十一条第一項第二号口中「第四号、第五号及び第四項第一号」とあるのは「第四号、第五号及び第四項」と、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第一項第四号及び第五号」と、同条第四項中「第一項第四号又は第六号」とあるのは「第一項第四号」と、「次に掲げる保険についてそれぞれ」とあるのは「人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）について」と、「次項、次条第四項及び第五項」とあるのは「次項」と、同条第五項中「第一項第四号又は第六号」とあるのは「第一項第四号」と、「前項各号に掲げる保険についてそれぞれ」とあるのは「前項に規定する保険について

「と、新規則第二百十一条の二第三項中「第一項第六号から第八号まで」とあるのは「第一項第六号及び第七号」と、同項第一号柱書中「第五項に規定する定めをした協同組織金融機関」とあるのは「協同組織金融機関」と、同号ハ中「次項に規定する特例地域金融機関」とあるのは「特例地域金融機関（その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「次項に規定する特例地域金融機関」とあるのは「特例地域金融機関」と、新規則第二百十一条の三第三項中「第一項第三号から第六号まで」とあるのは「第一項第三号及び第四号」と、同項第一号イ中「第一項第三号及び第五号」とあるのは「第一項第三号」と、同号ロ中「第一項第四号及び第六号」とあるのは「第一項第四号」と、同条第四項中「第二百十一条第一項第四号若しくは第六号又は前条第一項第八号」とあるのは「第二百十一条第一項第四号」と、「第二百十一条第四項各号に掲げる保険についてそれぞれ」とあるのは「第二百十一条第四項中「第二百十一条第一項第四号若しくは第六号又は前条第一項第八号」とあるのは「第二百十一条第一項第四号」と、「第二百十一条第四項各号に掲げる保険についてそれぞれ」とあるのは「第二百十一条第四項に規定する保険について」と、新規則第二百三十四条第一項中「第二百十一条第一項第四号から第六号

まで又は第二百十一条の二第一項第六号から第八号まで」とあるのは「第二百十一条第一項第四号及び第五号又は第二百十一条の二第一項第六号及び第七号」と、同項第十号中「第二百十一条第五項又は第二百十一条の二第五項に規定する協同組織金融機関である場合にあつては」とあるのは「協同組織金融機関（第二百十一条第一項第四号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、同条第五項に規定する協同組織金融機関に限る。）である場合にあつては」と読み替えるものとする。

3 第一項ただし書に規定する期日については、銀行等又はその役員若しくは使用人による保険募集の実施の状況並びに当該保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた措置の状況を検証し、保険契約者等の保護のために必要な場合には見直しを行うものとする。

4 施行日から第一項ただし書に規定する期日までの間は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介を行う保険契約（以下この項において「主契約」という。）に付される保険特約が新規則第二百十一条第一項第一号から第五号まで又は第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が主契約に係る保険料及

び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

○ 平成十七年内閣府告示第 号

(特例地域金融機関が講ずべき措置)

第一条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)(以下「規則」という。)第二百一十一条第三項第三号、第二百一十一条の二第三項第三号及び第二百一十一条の三第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 銀行等(保険業法(平成七年六月七日法律第百五号)第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。)の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者(当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。)の関係者(当該事業者の従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(規則第二百一十一条第一項第一号から第三号まで及び第二百一十一条の二第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。次号において同じ。)の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置

二 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者の関係者を保険契約者又は被保険者とする保険契約の締結の代理又は媒介を行った場合について、当該保険契約の締結の代理又は媒介が規則第二百一十一条第二項第三号に規定する保険募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者(事業に必要な資金の貸付け又は保険募集に関して顧客と応接する業務を行わない者に限る。)を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置

(特例地域金融機関となることのできる金融機関)

第二条 保険業法施行規則第二百一十一条第四項、第二百一十一条の二第四項及び第二百一十一条の三第四項に規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行
- 二 信用金庫
- 三 労働金庫
- 四 信用協同組合
- 五 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第三十八条第七号に規定する農業協同組合
- 六 保険業法施行令第三十八条第八号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合
- 七 株式会社埼玉りそな銀行
- 八 日本振興銀行株式会社
- 九 株式会社新銀行東京

<事務ガイドライン案>

1-15 銀行等に対する保険募集の委託

1-15-1 銀行等に対する保険募集の委託・管理

- ① 銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、以下の措置が講じられているか。
 - イ 銀行等への委託に関して、あらかじめ、以下の内容を含む方針を定め、これを踏まえて委託の内容を定めること。
 - a 銀行等への委託の考え方及び委託する銀行等の選定の考え方
 - b 委託する保険種目及び想定される販売量（その達成を委託の条件とするものではないことに留意すること。）
 - c 銀行等に対する販売支援（研修等）に関し保険会社が行う業務の内容
 - ロ 保険募集手数料について、保険会社の経営の健全性の確保及び銀行等による保険募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定を行うこと。
- ② 銀行等に対する保険募集の委託を行っている保険会社は、自らの経営管理の一環として、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、以下の措置を講じているか。
 - イ 銀行等による保険募集の状況を的確に把握すること。
 - ロ 銀行等による保険販売が保険会社のリスク管理能力を超えて著しく増大した場合、又は特定の銀行等に対する販売依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、その原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態勢が整備されていること。

1-15-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い

生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第211条第2項第1号イ、第211条の2第2項第1号イ及び第211条の3第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に利用する場合及び非公開保険情報（規則第211条第2項第1号ロ、第211条の2第2項第1号ロ及び第211条の3第2項第1号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集以外の業務に利用する場合には、以下の方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。

イ 対面の場合

非公開金融情報又は非公開保険情報の利用に先立って、当該利用について書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ロ 郵便による場合

非公開金融情報又は非公開保険情報の利用に先立って、当該利用について説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法

ハ 電話による場合

非公開金融情報又は非公開保険情報の利用に先立って、当該利用について口頭で説明し、同意を得てその旨を記録し、その後3営業日以内に当該利用について説明した書面を送付し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ニ インターネットによる場合

非公開金融情報又は非公開保険情報の利用に先立って、当該利用について電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

(注) 顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。

1-15-3 銀行等の保険募集指針

保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。

イ 顧客に対し、募集を行う保険の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受けるのは保険会社であること、保険金の支払いは保険会社が行うことその他の保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。

ロ 複数の保険の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと。

ハ 銀行等が保険募集につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に募集代理店としての販売責任があることを明示すること。

ニ 銀行等における苦情・相談の受付先を明示するとともに、締結の代理又は媒介を行った保険契約に係る顧客からの苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。

ホ 上記の顧客への説明及び情報の提供や苦情・相談に係る顧客対応等について、顧客との面談内容等の記録を保険期間が終了するまで保存するとともに、顧客対応等が適切に行われていることを管理する体制を整備すること。

1-15-4 銀行等保険募集制限先の確認等

① 銀行等は、銀行等保険募集制限先（規則第211条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先又は規則第211条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第211条第1項第1号から第3号まで又は規則第211条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約の更新又は更改（保険金額その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。

イ 保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置

ロ 締結の代理又は媒介を行った保険契約に係る契約申込書その他の書類を引受保険会社に送付する時までに、保険募集の過程で顧客から得た当該顧客の勤務先等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該顧客が銀行等保険募集制限先に該当しないことを確認するための措置

（注）イ及びロの措置については、当該措置によって、顧客に勤務先等の情報提供等を強制することのないよう留意すること。

なお、イ及びロの確認によっても当該顧客が銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを確認できなかった場合は、特段の事情のない限り、該当しないものとみなす。

ハ 保険契約の締結後に、顧客が銀行等保険募集制限先に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係る保険募集手数料その他の報酬について、所属保険会社から受領せず、又は事後的に返還するための態勢の整備

（注1）上記ロの銀行等の貸付先に関する情報との照合による確認については、当該貸付先に関するデータベースを作成（少なくとも年1回の更新が必要。）してこれと照合する方法のほか、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受け方法その他の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によることもできる。

（注2）銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている法人等の役員又は常時使用する従業員を主たる構成員とする団体を設立させ、これに対し保険募集をする行為は、特段の事情のない限り、実質的に当該法人等に対する保険募集とみなされる。

- ② 銀行等は、保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、引受保険会社の業務又は財務の健全性や、当該銀行等が募集を行う保険商品の内容に十分留意して保険募集に係る業務の受託の可否を決定しているか。

1-15-5 規則第234条第1項第10号関係

- ① 顧客が当該銀行等に対し資金の貸付申込みを行っているかどうかについては、当該貸付申込みを受け付けた者が属する支店と異なる支店に属する保険募集に係る業務の担当者は、特段の事情のない限り、当該貸付申込みを行っているかどうかを知らないものとみなされる。
- ② 顧客に資金需要があるにもかかわらず、意図的に貸付申込みをさせない場合については、「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行って」いる場合とみなされる。